

社会保障制度ではマイナンバーをどう使う？

対象となる制度、利用方法とスケジュール

金融調査部

制度調査担当部長 吉井 一洋

研究員 是枝 俊悟

社会保障制度では、2016年以降、順次、マイナンバー制度が導入されます。マイナンバー（の「仕組み」）を利用することにより、社会保障制度における手続きが簡素化され、国民の利便性の向上が期待されます。また、マイナンバーを使って、支給漏れや不正受給を防ぎ、社会保障制度が必要な人に適切に届く社会の実現が期待されます。

1. どの制度にマイナンバーが使われる？

番号法では、マイナンバーを利用できる制度が列挙されています。社会保障制度においては、各制度の保険料、利用料等の徴収や、給付を行う際に、各制度の実施機関¹はマイナンバーを利用することができます。

番号法には、主に下記の制度において、各制度の実施機関がマイナンバーを利用できると定められています。

図表1 番号法に定められたマイナンバーを利用できる社会保障制度（主なもの）

労働保険等	雇用保険	子育て・教育	母子健康手帳の交付等
	労災保険		予防接種の実施
	職業訓練受講給付金(求職者支援制度)		児童手当
医療・介護	国民健康保険	障害者	児童扶養手当(母子世帯・父子世帯)
	健康保険(健保組合、協会けんぽ)		保育所・幼稚園等
	共済組合の短期給付*		高等学校等就学支援金(高校無償化)
	後期高齢者医療制度		日本学生支援機構による奨学金の貸与(大学等)
	介護保険		障害者手帳の交付
年金	特定医療費の支給(難病患者)*	災害対策	障害者支援施設等
	国民年金*		特別支援学校への就学奨励
	国民年金基金*		特別児童扶養手当(障害をもつ児童)
	厚生年金(共済年金はH27.10に厚生年金に統合)*		障害児福祉手当(重度の障害をもつ児童)
	厚生年金基金*		特別障害者手当(重度の障害者)
	確定給付企業年金*		自立支援給付等
困窮者	確定拠出年金(個人型・企業型)*	被災者台帳の作成	
	生活保護	被災者生活再建支援金	

(注)番号法ではマイナンバーを利用できるものとされているものの、その具体的な利用局面を定める政省令等が本稿執筆時点で未制定と思われるものに*印を付した

(出所)大和総研作成

¹ 正確には、個人番号利用事務実施者といえます。なるほどマイナンバー第4回を参照してください。

また、番号法に定められていなくても、地方自治体（都道府県、市区町村）は、条例で定めれば、「社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」においてマイナンバーを利用することができます。

例えば、図表 1 に掲載されていない（番号法に定められていない）ものの、地方自治体を実施している主な社会保障制度には以下のようなものがあります。これらの制度においても、マイナンバーが利用される可能性があります。

図表 2 条例指定等によりマイナンバー利用が想定される社会保障制度（主なもの）

医療	地方自治体が独自に実施する子どもの医療費の減額・免除
	地方自治体が独自に実施する高齢者の医療費の減額・免除
教育	学校教育法に基づいて市区町村が実施する就学援助
	都道府県が実施する高校奨学金貸与事業 (旧日本育英会(日本学生支援機構)が実施していたもの)
	高校無償化法に基づいて都道府県が実施する高校生等奨学給付金
困窮者	生活困窮者自立支援法に基づいて地方自治体を実施する 生活困窮者自立支援制度(いわゆる「第二のセーフティネット」)

(注) マイナンバーの利用見込みはあくまで筆者の執筆時点の予測です。

(出所) 大和総研作成

2. どのような場面でマイナンバーが使われる？

(1) 行政機関内における各個人の情報の収集・管理

社会保障制度においてマイナンバー（の「仕組み」）が使われる場面は、主に2つです。1つは、国民が制度に加入したり利用したりする際に各制度の実施機関に提出する申請書等にマイナンバーを記載します。これにより実施機関内において対象事務に関する申請者の情報の収集・管理が容易になります。事務処理上のミスも減少することが期待されます。利用できる行政事務の範囲は番号法や関係政省令等で個別に定められています。

(2) 行政機関間の情報連携（情報のやりとり）

もう1つは、各制度の実施者が、保険料や利用料等の金額、制度利用の可否等を判定するために、利用者の所得等の状況について他の行政機関や地方公共団体等（行政機関等）に照会を求める際に、マイナンバーの「仕組み」を利用します。ただし、第2回でも説明したように、マイナンバー制度では個人情報の分散管理を基本としています。複数の行政機関における同一の個人の情報がマイナンバーによって一元管理されることを回避するため、厳密に言えば、第1回で説明したように、この場合は、マイナンバーではなく、マイナンバーと同様に住基コードから生成された、行政機関別の「見えない符号」を用いて、行政機関の間で情報をやりとりし

ます。その際には「情報提供ネットワークシステム」を通じて、必要な情報を照会し入手します。情報提供ネットワークシステムを通じて行政機関が入手できる情報は、番号法や関係政省令等で個別に定められています。このような「仕組み」を利用することで、社会保障制度の手続きにおける国民の利便性が向上することが期待されています。

(3) 利用局面の例（児童手当の場合）

例えば、児童手当の場合でマイナンバーの利用局面について考えてみましょう。

児童手当は、中学生以下の子どもがいる世帯に、子ども1人あたり月0.5万円～1.5万円を市区町村から支給する制度です。児童手当を受給するためには、対象の世帯は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。

児童手当には所得制限があり、対象世帯が所得制限の範囲に収まっているか否か、市区町村は確認する必要があります。前年から引き続いて同じ市区町村に住んでいる人については、市区町村はその世帯の所得情報を持っていますが、他の市区町村から移り住んだ人については、市区町村は所得情報を持っていません。このため、現在では他の市区町村から移り住んだ人が児童手当を受給するためには、前に住んでいた市区町村から所得証明書を取り寄せて、いま住んでいる市区町村に提出しなければなりません。このような手続きは、面倒なものです。

児童手当にマイナンバー「の仕組み」が導入されれば、対象世帯は児童手当の現況届にマイナンバーを記入するだけでよく、所得証明書を取り寄せる必要はなくなるものと考えられます。現況届を受け取った市区町村は、情報提供ネットワークシステムを通じて引越し前の市区町村からその人の所得情報を取り寄せ、所得制限の対象となるか否かを判定することができるからです。

もともと、情報提供ネットワークシステムが実際に利用できるようになるのは、国の行政機関に関しては2017年1月、地方公共団体や健康保険組合等では2017年7月からです。情報提供ネットワークシステムについては、その仕組みを後の回で詳しく説明します。

3. 支給漏れや不正受給を防ぐために

マイナンバーは社会保障制度の支給漏れや不正受給を防ぐためにも使われます。これにより、必要な人に適切な給付が届く社会を実現することが期待されます。

マイナンバー制度の導入に合わせて、個人ごとのマイナンバー制度のポータルサイト「マイナポータル」が設置される予定です。マイナポータルでは、行政機関が情報提供ネットワークシステムを通じて自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備される予定です。

例えば、児童手当の支給は対象者からの申請をもとに支給するものであるため、支給要件を満たしているにもかかわらず、申請を忘れていたり、児童手当を受給できることに気付いていない人もいるものと考えられます。

マイナポータルにて児童手当の支給対象世帯に支給のお知らせを通知することで、支給対象世帯において児童手当の支給対象であると気づく機会が増え、「支給漏れ」が減ることが期待されます。

マイナポータルにログインして上述した情報へアクセスするためには、個人番号カードを用いる必要があります。マイナポータルの詳細についても、後の回で解説する予定です。

一方で、実際には所得が多いにもかかわらず、それらを申告せず社会保障制度においても不正受給を行っている人も少なからずいるようです。これまでこの連載でみてきたように、税務署に提出される各種の支払調書にマイナンバーがつけられることにより所得捕捉の精度が向上し、社会保障制度における「不正受給」が減ることも期待されます。

4. いつからマイナンバーが使われる？

(1) 雇用保険、健康保険・厚生年金の場合²

i. 新規加入等

雇用保険においては2016年1月1日以後、健康保険・厚生年金においては2017年1月1日以後に提出する資格取得届等（新規加入・氏名変更・離職等）にマイナンバーを記載することとなる予定です。ただし、企業年金については、年金の支払いに関する源泉徴収票の作成を除いては少なくとも2017年1月1日時点ではマイナンバーは導入しない予定です。

ii. 国民年金の第3号被保険者（サラリーマンの配偶者）

サラリーマンの場合、勤務先の会社が、当該サラリーマンの社会保障関係（健康保険、雇用保険、年金）の書類も作成・提出します。サラリーマンの配偶者、即ち妻（夫）が国民年金の第3号被保険者（専業主婦・主夫）に該当する場合、本来は、妻（夫）自身が会社に国民年金の第3号被保険者の届出を行う義務があり、その際には、届出義務者である妻（夫）のマイナンバー取得の際の本人確認が必要となります。この場合は、次のような対応を行うことが考えられます。

- ① サラリーマンが会社の代理人となる方法。この場合、妻（夫）の個人番号が当該サラリーマンにわたる際に、当該サラリーマンが本人確認を行います（妻（夫）本人としての番号確認

² 日本年金機構の個人情報流出事件の影響により、年金分野でのマイナンバーの利用開始時期が延期される可能性も示唆されていますが、そもそも、安全管理措置等が不十分であれば、マイナンバーを利用することはできません。

と身元確認)。サラリーマンから会社に当該番号がわたる際には本人確認は不要です。

- ② サラリーマンが、妻（夫）の代理人となる方法。この場合、妻（夫）から当該サラリーマンに妻（夫）の個人番号がわたる際は本人確認は不要ですが、サラリーマンから会社に当該番号がわたる際に、会社が従業員に対して本人確認を行います。この場合、会社は代理権の確認（委任状等）、代理人の身元確認（代理人の個人番号カード・運転免許証等）および本人、即ち妻（夫）の番号確認（本人の個人番号カード、通知カード等）を行うこととなります。

iii. 既存の加入者

既存の加入者（サラリーマンやその妻（夫））のマイナンバーに関しては、2016年1月1日以降、ハローワークや健保組合から、別途提出の依頼が行われる場合があります。その時期や対象範囲は、ハローワークや健保組合等から、詳細な連絡が行われる予定です。

(2) その他の制度の場合

その他の制度について、多くのものは2016年1月から申請書等にマイナンバーの記入が開始されますが、2017年1月から申請書等にマイナンバーの記入が開始されるもの、2017年7月から添付書類等の省略に関する規定が整備されるもの、今後関係規則が公表される予定のもの、当面施行が見送られるものなどに分かれています。

5. 改正番号法で手当てされる項目

2015年の通常国会に提出されている番号法の改正法案では、健康保険組合の被保険者が転居や就職、退職により組合を移動した場合でも、マイナンバーを活用して定期検診等の情報を、本人の同意を前提に、組合間で円滑に引き継げるよう改正することとしています。また、地方公共団体が、住民の以前の居住地での予防接種履歴を情報連携により正確に把握することなどもできるよう改正することとしています。

改正番号法が成立した場合、前者については、2016年1月1日から、後者については情報提供ネットワークシステムの整備に合わせて施行される予定です。

(次回予告：財産の捕捉、国外送金とマイナンバー)

以上